別表第四の五百十二の項を次のように改める。

五百十二　岐阜市道市橋鏡島七号線	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　岐阜市今嶺四丁目にある岐阜県道百七十三号と岐阜市道市橋鏡島七号線との交点 二　同市今嶺四丁目にある岐阜市道市橋鏡島七号線と岐阜市道市橋鏡島二百六号線との交点

別表第四の五百三十二の項を次のように改める。

五百三十二　池田市道十七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　池田市空港一丁目にある池田市道十七号と大阪国際空港の範囲である区域との交点 二　同市空港一丁目にある大阪府道十号と池田市道十七号との交点

別表第四の五百四十一の項を次のように改める。

五百四十一　神戸市道六十七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　神戸市須磨区大池町五丁目にある神戸市道六十七号と神戸市道六十八号との交点 二　同区太田町八丁目にある兵庫県道二十一号と神戸市道六十七号との交点

別表第四の五百七十八の項及び五百七十九の項を次のように改める。

五百七十八　広島市道百九十八号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　広島市南区皆実町六丁目にある広島県道二百四十三号と広島市道百九十八号との交点 二　同区翠三丁目にある広島市道百九十四号と広島市道百九十八号との交点
五百七十九　広島市道二百四十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　広島市南区東雲三丁目にある県道府仁保線と広島市道二百四十二号との交点 二　同区仁保新町一丁目にある一般国道二号と広島市道二百四十二号との交点

別表第四の五百八十一の項及び五百八十二の項を次のように改める。

五百八十一　呉市道十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　呉市中央四丁目にある呉市道十号と呉市道十三号との交点 二　同市西中央五丁目にある一般国道三十一号と呉市道十号との交点
五百八十二　呉市道十三号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　呉市中央四丁目にある呉市道十号と呉市道十三号との交点 二　同市本通四丁目にある一般国道百八十五号と呉市道十三号との交点

別表第四の五百九十三の項を次のように改める。

五百九十三　阿南市道大潟団地海岸線	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　阿南市津乃峰町新浜七十二番地の五十九にある阿南市道大潟団地海岸線同士の交点 二　同市津乃峰町新浜七十二番地の二十五にある阿南市道新浜南線と阿南市道大潟団地海岸線との交点

別表第四の六百十三を次のように改める。

六百十三　宿毛市道二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　宿毛市駅東町三丁目にある一般国道五十六号と宿毛市道二号との交点 二　同市片島にある宿毛市道二号と宿毛市道四十四号との交点

別表第四の六百十三の次に次のように加える。

六百十三の二　宿毛市道四十四号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　宿毛市片島にある宿毛市道二号と宿毛市道四十四号との交点 二　同市高砂にある宿毛市道四十四号と臨港道路との交点

別表第四の六百三十二の項から六百三十四の項までを次のように改める。

六百三十二　削除	
六百三十三　削除	
六百三十四　削除	

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(19)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　四等基準点指宿（北緯三一度一四分二七秒東経一三〇度三九分〇五秒）から二五〇度五三分〇三秒二六八・八メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から一七六度四四分四四秒二一九・四メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から二五二度三〇分〇〇秒二〇・〇メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一七五度〇〇分〇〇秒三〇・〇メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から七四度四四分五九秒二〇・〇メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から一七〇度五九分五九秒一四六・〇メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から二五二度三〇分〇〇秒一六・〇メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から一七二度三〇分〇〇秒一六・〇メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十七年四月一日